

令和5年3月30日(木曜日) 第 394 号

発 行 **宮 崎** 県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

		頁
規則		
○県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則		
の一部を改正する規則(科	治務課)	1
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則(福祉保	・ (健課)	7
○指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指		
定介護予防サービス事業者の指定等に関する規		
則の一部を改正する規則(長寿介	護課	10
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行		
細則の一部を改正する規則(障がい	福祉課)	12
告 示		
○林業用種苗生産事業者の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	経営課)	17
○道路の供用の開始・・・・・・(道路仍	マイス (全課)	17
○都市計画事業の変更の認可(2件) (都市計	画課)	18
訓令		
○公印規程の一部を改正する訓令(編	総務課)	18
公 告		
○軽油引取税に係る免税証の無効公告・・・・・・・・(移	治務課)	19
○大規模小売店舗の新設に関する届出・・・・・・(商工政	汝策課)	19
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市		
町村の意見(//	,)	20
○土地改良区の役員の就退任の届出・・・・・・・・・・・(農村監	と備課)	20
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可(3		
件) (//	,)	21
人事委員会規則		

○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の 一部を改正する規則…………21 教育委員会規則 ○県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等 に関する規則及び宮崎県教育委員会が保有する 個人情報の保護等に関する規則の一部を改正す る規則…………22 ○国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技 力向上の推進に関する事務委任に関する規則………22 ○宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正 ○県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する ○博物館の登録に関する規則等の一部を改正する 担則-------28 教育委員会訓令 ○競技力向上推進室設置規程を廃止する訓令………37 ○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正 する訓令……………37 監查委員公告 ○定期監査、随時監査及び行政監査の結果の公表……39 ○監査結果に基づき講じた措置の公表……39 ○包括外部監査の結果に関する報告の公表……39

規則

īF

誤

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第18号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請)

第4条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第2条第2号、第3条第2号、第4条第1号、第5条第1号若しくは第7条第1項又は第6条第2号若しくは第7条第2項第2号に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得に対して課する宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第38条第1項の規定による不動産取得税を申告する日までに、不

改正後

○令和2年8月20日付け県公報(第 131号)中 ……39

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請)

第4条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第2条第2号、第3条第2号、第4条第1号、第5条第1号若しくは第7条第1項又は第6条第2号若しくは第7条第2項第2号に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得の日から60日以内に、不動産取得税課税免除(不均一課税)申請書(別記様式第2号)を所長に提出しなければならない。た

所長に提出しなければなら		R税)申請書(別記様式第2号) 、。					きは、この限りでない。	^ら むを得ない理由: -
	Γ	付						
別記様式第1号(その1)ロ	Þ	受 印	日	請一	E			を
受 () 印 一	申	住所						
県税・総務事務所長 殿 年 月 日	請	氏 名					に改める。	
7 % -	者	Г						
記様式第1号(その1の2	2) [受 () 印 ——			申請	住 所		
		年月		Н	者	氏 名		
一 受 () 印 ——	Τ.	T						
県税・総務事務所長 殿	申請						に改める。	
年 月 日	者	電話番号						
	Γ	付 印 一 受 () 印 一 一						٦
記様式第1号(その2)に	中	県税・総務事務所長殿	申請			所 名		_ _ _ &
		年 月 日	者	事務所の		事		
付		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						J
	申	住 所						
県税・総務事務所長 殿 年 月 日	請					(20	改める。	
	者	電話番号						

			<u> </u>
Γ	付		
	甲	申 住 所	
別記様式第1号(その3)中	県税・総務事務所長 殿	請氏名	<u></u> を
	年 月 日	者代表者氏名	
付			
受()即一	住 所		
県税・総務事務所長 殿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	氏 名	ı	こ改める。
年 月 日 請	代表者氏名		-9(3 0)
者	電話番号		
		J	
	付 付 印 一 受 () 印 一 一		
別記様式第1号(その3の2)	3 7	申 所 在 地 請 名 称	
	年 月	者 代表者氏名	
「付			
□ 受 □ 申			
県税・総務事務所長 殿 請	名 称 代表者氏名		に改める。
年 月 日 者	f 電話番号		
Г	一 付		
	受 印 一	申 住 所 (所在地)	
別記様式第2号(その1)中	県税・総務事務所長 殿	氏 名	
	年 月 日	(名 称) 代 表 者	
		五 名 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	
付			
受()印 申	住 所 (所在地)		
	氏 名		
県税・総務事務所長 殿	(名 称) 代表者氏名		に改め、同様式備考中2を削り、
年月日			
	.]
3を2とし、4を3とする。			

別記様式第2号(その1の2)中					
付、					
受()印——	申 住 所 (所在地)				
県税・総務事務所長 殿	氏 名	<u> </u>			
年 月 E	(名 称) (名 表 者)				
	者氏名				
付					
受()印 一	. 所				
	(所在地) ス				
	(名 称)	に改め、同様式備考中2を削り、			
県税・総務事務所長 殿 ["] 年 月 日	表者氏名				
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
3を2とし、4を3とする。		_			
別記様式第2号(その3)をど	うに改める。				

様式第2号(その3)(第4条関係)

(表)

				(20)	
付		不	動 産 取 得	税免除申請書	
——受()印一		ф	住 所 (所在地)		
県税・総務事務所	長 殿	申請	氏 名 (名 称)		
年 月		者	代表者氏名		
+ л	н		電話番号		

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第4条の規定により、下記の不動産のうち、 *** **
| 幸引事業対象施設の用に供する家屋又はその敷地となる土地の取得に対する不動産取得税の課 税免除の申請をします。

	所	在	地	番	地	目	地利	ŧ (m²)	取 得	年。	月日	取得位	り 日			註課税・	
									•	•		//N K		101	<u> </u>	<u>₩07</u> C	円
土									•	•							
									•	•							
			計														
	使 用 目	的	にる	に る	区	分	地利	∯ (m²)	地あん	積 ⁄ 分	の 率	婧	Ħ			考	
地	対 象	家	屋	の	敷	地				%							
	その	他	0)	用	地				%							
			計						10	00%							
	対象家屋	量 の	着	工.(予定	<u>:</u>)					£		J.]		目	
	所	在	種	類	構	造	面利	賃 (m²)	取 得	年。	月日	取得4原 医		取	得	価	額
家										•							円
									•	•							
屋									•	•							
			計														
				_		- 2004		TT. VIT									
		寸 象	家	屋	の事			種類									
事業	集開始 (予定	官)				年	月	日	そ	の	他	h			П		-
事業設置		E) 屋 を	を事		の用	年に1	月	日			•	年			月		月
事業設置	き開始(予算 置 した 家	E) 屋 を 種	を事	業(の 用	年に1類	月 供 し	た日	そ 取	の得	他 価	額		面	月積	(m²	
事業設置	開始(予定置した家当該施設の	E) 屋を 種)用に	と 事 -供す	業(の 用	年 に 1 類 びそ	月 供 し	日 た 日 属設備			•						
事業設置	議開始(予定 置 した 家 当該施設の 事	E) 屋を 種)用に 引	を 事 二供す 8	業でる建	の 用 ^{生物及で}	年 に 類 びそ f	月供 しの附っ	日 た日 属設備 等			•	額					
事設設置した家屋の	議開始(予定 置した家 当該施設の 事 その他当	E) 屋を 種の用に 和 新該	シ 事 二供す 務 施 設	業でる建	の 用 *物及で 別 用 に	年に類びて	月 供 し の附 す る	日 た 日 属設備 等 部 分			•	額					
事設設置した家屋の取得業	議開始(予定 置 した 家 当該施設の 事	E) 屋を 種の用に 和 新該	シ 事 二供す 務 施 設	業でる建	の 用 *物及で 別 用 に	年に類びて	月 供 し の附 す る	日 た 日 属設備 等 部 分			•	額					
事設設置した家屋の取得価額業	議開始(予定 置した家 当該施設の 事 その他当	E) 屋を 種の用に 和 新該	シ 事 二供す 務 施 設	業でる建	の 用 *物及で 別 用 に	年に類びて	月 供 し の附 す る	日 た 日 属設備 等 部 分			•	額					
事設設置した家屋の取得価額業	議開始(予定 置した家 当該施設の 事 その他当	E) 屋を 種の用に 和 新該	シ 事 二供す 務 施 設	業でる建	の 用 *物及で 別 用 に	年に類びて	月 供 し の附 す る	日 た 日 属設備 等 部 分			•	額					
事 設 設置した家屋の取得価額及び面業	議開始(予定 置した家 当該施設の 事 その他当	E) 屋を 種の用に 和 新該	シ 事 二供す 務 施 設	業のの用	の 用 *物及で 別 用 に	年に類びて	月 供 し の附 す る	日 た 日 属設備 等 部 分			•	額					
事 設 設置した家屋の取得価額及び面積	議開始(予定置 した家 当該施設の事 その他当	E) 屋を 種の用に を を を を 該 該 方 方 方 方 で う た う た う た う た う ち う ち う ち う ち う ち う ち	シ 事 二供す 務 施 設	業のの用	の 用 *物及で 別 用 に 引 に 伊	年に1類び斤供し	月 供 し の附 する な v	た日 属設備 等 部分	取	得	価	額 円		面	積	(m²))
事 設 設置した家屋の取得価額及び面業	議開始(予定 置した家 当該施設の事 その他当	E) 屋を 種の用に 和 新該	シ 事 二供す 務 施 設	業のの用	の 用 *物及で 別 用 に 引 に 伊	年に1類び斤供し	月 供 し の附 す る	日 た 日 属設備 等 部 分	取	得	価	額円			積		
事 設 設置した家屋の取得価額及び面積 基	議開始(予定 置した家 当該施設の事 その他当 その他当	E)	シ 事 二供す 務 施 設	業のの用	か 用 が	年に1類び斤供し	月 供 し の附 する な v	日 た日 属設備 等 部分 ・ 部分	取済牽引	得	価	額円		面	積	(m²))

(裏)

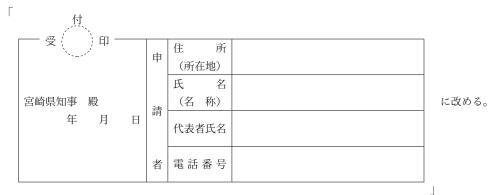
記載上の注意

- 1 この申請書には、牽引事業対象施設の用に供する家屋及びその敷地である土地について 記載してください。ただし、土地に対する申請を行う場合において、一の対象用地に対象 家屋の敷地とその他の用地があるときは、対象用地の全部について記載してください。
- 2 取得した土地が固定資産課税台帳に登録されていない場合は、取得価額を記載してください。
- 3 対象家屋の敷地となる土地とは、対象用地のうち、社宅、寮、厚生施設等の家屋の敷地 及び運動場の用地等課税免除等の対象となる設備等に直接関係のない部分の土地を除いた 全部の土地です。
- 4 その他の用地とは、3以外の土地です。
- 5 「家屋」の欄は、対象家屋を工場、倉庫等の種類ごとに具体的に記載してください。 なお、対象家屋とは、特例条例第5条第1号に規定する家屋をいいます。
- 6 「設置した対象家屋の事業の種類」の欄は、「ミシン製造業」というように具体的に記載してください。
- 7 該当する地域経済牽引事業計画の承認された日及び主務大臣の確認を受けた日の分かる 資料を添付してください。

備考

- 1 この申請書には、土地に対する申請の場合は土地の見取図に対象家屋の配置予定図を記載したものを、家屋に対する申請の場合は対象家屋全体の平面図を添付してください。
- 2 土地の取得については、その土地の取得の翌日から1年以内に当該土地を敷地とする対象家屋の建設の着手がなされなければ、課税免除はできません。
- 3 課税免除の決定は、対象家屋を事業の用に供した後に行います。





附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第19号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和57年宮崎県規則第44号)の一部を次のように改正する。 別記様式第40号を次のように改める。 様式第40号 (第19条関係)

年 月 日

就労自立給付金支給申請書

西臼杵支庁長 福祉こどもセンター所長 殿 福祉事務所長

申請者 住所又は居所

氏名

下記のとおり相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	生 年 月 日
	年 月 日
	(
	年 月 日
	(
	年 月 日
	(
	年 月 日
	(歳)

4	- 計 坐	白	立給付	· A	だは	生
4	別し方		五 編刊	玉	饭込	カロ

※	この給付金においては公金受取口座登録	录制度の適用がありませんので、	公金受取口座
;	を保護費の受取に利用している場合のみ、	下記に記載をお願いいたします	-

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合(該当する金融機関の種類に○をしてください。)
支店名	支店(ゆうちょ銀行除く)
記号	支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)
預金種類	□ 普通預金□ 当座預金(該当する□にチェックを入れてください。)
口座番号	(右につめてご記載ください。)
(カーナ) 口座名差人	

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付して ください。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。						
改正前	改正後					
様式第43号(第22条関係)	様式第43号(第22条関係)					
[略]	[略]					
※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる	※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認でき					
通帳の写しなどの書類を添付してください。	る通帳の写しなどの書類を添付してください。					
	※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適					
	用がありませんので、公金受取口座の登録をしてい					
	る場合も上記に記載をお願いいたします。_					

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の生活保護法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項 を適宜補正して使用することができる。

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第20号

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成11年宮崎県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(比字等の中華)

(中華・民山等の様子)

(指定等の申請)

第2条 <u>法第70条第1項若しくは第86条第1項の指定の申請、法第94条第1項若しくは第107条第1項の許可の申請又は法第115条の2第1項の指定の申請は、指定居宅サービス事業者(介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)指定(開設許可)申請書(別記様式第1号)に知事が別に定める書類を添えてしなければならない。</u>

(申請、届出等の様式)

- 第2条 法第70条第1項若しくは第86条第1項の指定の申請、法第 第2条 次の各号に掲げる申請、届出その他の行為は、知事が別に 94条第1項若しくは第 107条第1項の許可の申請又は法第 115条 の2第1項の指定の申請は、指定居宅サービス事業者(介護保険 ならない。
 - (1) 法第70条第1項若しくは第86条第1項の規定による指定の 申請、法第94条第1項若しくは第 107条第1項の規定による許 可の申請又は第 115条の2第1項の規定による指定の申請
 - (2) 法第70条の2第4項(法第 115条の11において読み替えて 準用する場合を含む。)において準用する法第70条第1項若し くは法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規 定による指定の更新の申請、法第94条の2第4項において準用 する法第94条第1項若しくは法第 108条第4項において準用す る法第 107条第1項の規定による許可の更新の申請又は旧法第 107条の2第4項において準用する旧法第 107条第1項の規定 による指定の更新の申請
 - (3) 法第70条の3第1項の規定による指定の変更の申請
 - (4) 法第71条第1項ただし書又は第72条第1項ただし書(法第 115条の11において読み替えて準用する場合を含む。)の規定 による申出
 - (5) 法第75条第1項、第89条、第99条第1項、第 113条第1項 、第 115条の5第1項又は旧法第 111条の規定による変更の届 出
 - (6) 法第75条第1項、第99条第1項、第 113条第1項又は第 115条の5第1項の規定による再開の届出
 - (7) 法第75条第2項、第99条第2項、第 113条第2項又は第 115条の5第2項の規定による廃止又は休止の届出
 - (8) 法第91条又は旧法第 113条の規定による指定の辞退
 - (9) 法第94条第2項又は第 107条第2項の規定による変更の許

可の申請

- (10) 法第95条第1項若しくは第2項又は法第 109条第1項若し くは第2項の規定による承認の申請
- (11) 法第98条第1項第4号又は第 112条第1項第4号の規定に よる許可の申請
- (12) 旧法第 108条第1項の規定による申請

(指定等の更新)

- 第3条 法第70条の2第4項(法第115条の11において準用する場合を含む。)において準用する法第70条第1項若しくは法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の指定の更新の申請、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項若しくは法第108条第4項において準用する法第107条第1項の許可の更新の申請又は旧法第107条の2第4項において準用する旧法第107条第1項の指定の更新の申請は、指定居宅サービス事業者(介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)指定(開設許可)更新申請書(別記様式第2号)によってしなければならない。(指定の変更)
- 第3条の2 法第70条の3第1項の規定による指定の変更の申請は 、指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書(別記様式第2号 の2)によってしなければならない。

(指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出)

第4条 法第71条第1項ただし書又は第72条第1項ただし書(法第 115条の11において準用する場合を含む。)の申出は、指定を不 要とする旨の申出書(別記様式第3号)によってしなければなら ない。

(変更等の届出)

第5条 法第75条、第89条、第99条、第 113条、第 115条の5又は 旧法第 111条の規定による届出は、変更に係るものにあっては変 更届出書(別記様式第4号)によって、事業の再開に係るものに あっては再開届出書(別記様式第5号)によって、事業の廃止又 は休止に係るものにあっては廃止(休止)届出書(別記様式第5 号の2)によってしなければならない。

(指定の辞退)

- 第6条 法第91条又は旧法第 113条の規定による指定の辞退は、指 定辞退届出書(別記様式第6号)によってしなければならない。 (介護老人保健施設の変更の許可の申請)
- 第7条 法第94条第2項の規定による変更の許可の申請は、介護老 人保健施設開設許可事項変更申請書(別記様式第7号)によって しなければならない。

(介護老人保健施設の管理者の承認の申請)

第8条 法第95条第1項又は第2項の承認の申請は、介護老人保健 施設管理者承認申請書(別記様式第8号)によってしなければな らない。

(介護老人保健施設の広告の許可の申請)

第9条 法第98条第1項第4号の許可の申請は、介護老人保健施設 広告事項許可申請書(別記様式第9号)によってしなければなら ない。

(介護医療院の変更の許可の申請)

第10条 法第 107条第2項の規定による変更の許可の申請は、介護 医療院開設許可事項変更申請書(別記様式第10号)によってしな ければならない。

(指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請)

第11条 旧法第 108条第1項の規定による申請は、指定介護療養型 医療施設指定変更申請書(別記様式第11号)によってしなければ ならない。

(介護医療院の管理者の承認の申請)

第12条 法第 109条第1項又は第2項の承認の申請は、介護医療院 管理者承認申請書(別記様式第12号)によってしなければならな

(介護医療院の広告の許可の申請)

第13条 法第 112条第1項第4号の許可の申請は、介護医療院広告 事項許可申請書(別記様式第13号)によってしなければならない

<u>第14条</u>・<u>第15条</u> [略]

(市町村等への情報提供)

- る事項の全部又は一部を、市町村、宮崎県国民健康保険団体連合 会その他の機関に提供することができる。
- (1) 第14条各号及び前条第2項各号に掲げる事項

(2)~(5) [略]

第17条 [略]

第3条 • 第4条 [略]

(市町村等への情報提供)

- 第16条 知事は、介護保険事業者等に関する情報のうち、次に掲げ|第5条 知事は、介護保険事業者等に関する情報のうち、次に掲げ る事項の全部又は一部を、市町村、宮崎県国民健康保険団体連合 会その他の機関に提供することができる。
 - (1) 第3条各号及び前条第2項各号に掲げる事項

 $(2)\sim(5)$ [略]

第6条 [略]

別記様式第1号から別記様式第13号までを削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年5月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指 定等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第21号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成26年宮崎県規則第32号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

第12条 法第33条第7項の規定による届出は、次の各号に掲げる届 第12条 法第33条第7項の規定による届出は、次の各号に掲げる届 出の区分に応じ、当該各号に定める様式によってするものとする

(1) 法第33条第1項又は第3項の規定による措置に係る届出 医療保護入院者の入院届 (別記様式第10号)

(2) 法第33条第4項後段の規定による措置に係る届出 特定医 師による医療保護入院者(第33条第1項・第4項又は第33条第 3項・第4項)の入院届及び記録(別記様式第11号)

(医療保護入院者の入院届)

出の区分に応じ、当該各号に定める様式によってするものとする

改正後

- (1) 法第33条第1項又は第2項の規定による措置に係る届出 医療保護入院者の入院届 (別記様式第10号)
- (2) 法第33条第3項後段の規定による措置に係る届出 特定医 師による医療保護入院者(第33条第1項・第3項又は第33条第 2項・第3項)の入院届及び記録(別記様式第11号)

別記様式第8号を次のように改める。

(医療保護入院者の入院届)

様式第8号(第9条関係)

タツ

措置入院決定のお知らせ

住所

氏名

年 月 日

保健所長 印

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③ 昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう 状態 ⑨認知症状態 ⑩その他 ()】にあり、ご自身を傷つけたり、又は他 人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の 2 の規定】による入 院措置(措置入院・緊急措置入院)が必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かることがあります。
- 2 あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。
 - ① 人権に関係する行政機関の職員(県庁の職員など)
 - ② あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの家族の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士

それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時 的に制限することがあります。

- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 4 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話しください。

裏面に続く

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

1 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、 退院や病院の処遇の改善を指示するよう、宮崎県知事に請求することができます。 この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は 下記にお問い合わせください。

7880 - 8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部障がい福祉課

(電話番号:直通) 0985-32-4471

7880 - 0032

宮崎市霧島1丁目1番2号

宮崎県精神保健福祉センター

(電話番号:直通) 0985-27-3977

- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6 か月以内に限り、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6 か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6 か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6 か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

	フ州 5 平 5 月 50 日 (不唯日 <i>)</i> 第 394 写
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定	に下線で示すように改正する。
改正前	改正後
様式第9号(第10条関係)	様式第9号(第10条関係)
[略]	[略]
「略	「略]
措置症状の消退を認めた	措置症状の消退を認めた
精神保健指定医氏名	精神保健指定医氏名
[略]	[略]
記載上の留意事項	記載上の留意事項
	1 [略]
	2 「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精
	神保健指定医自身が署名すること。
<u>2</u> [略]	<u>3</u> [略]
 様式第10号(第12条関係)	様式第10号(第12条関係)
[略]	[略]
「略]	「略]
入院を必要と認めた	入院を必要と認めた
精神保健指定医氏名	精神保健指定医氏名 二二
[略]	[略]
[略]	[略]
記載上の留意事項	記 載 上 の 留 意 事 項
1 [略]	1 [略]
2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日	2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日
を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載する	を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載する
	こと(特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33
「第33条の7第2項入院」と記載すること。)。	「第33条の7第2項入院」と記載すること。)。
なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載するこ	なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載するこ
کی م	E o C Fintra
[3∼6 [略]	3~6 [略]
	7 「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保
	<u>健指定医自身が署名すること。</u>
<u>7</u> ∼ <u>10</u> [略]	<u>8~11</u> [略]
様式第11号(第12条関係)	様式第11号(第12条関係)
特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第	特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第
4項又は第33条第3項・第4項)の入院届及び記録	3項又は第33条第2項・第3項)の入院届及び記録
[略]	[略]
[略]	[略]
入院を必要と認めた	入院を必要と認めた
特定医師氏名	特定医師氏名
確 認 し た [略]	確認 した [略]
精神保健指定医氏名	
[略]	[略]
[略]	[晒]
記載上の留意事項	記 載 上 の 留 意 事 項
1~6 [略]	1~6 [略]
	7 「入院を必要と認めた特定医師氏名」の欄は、特定医師自身
	が署名すること。
	8 「確認した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自
	身が署名すること。
7~10 [略]	9~12 [略]
	<u></u>
[略]	[略]
記載上の留意事項	記載上の留意事項

- 1 「入院年月日」の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第33条第1項又は第3項</u>による医療保護入院の年月日を 記載すること。
- 2 [略]

様式第13号(第14条関係)

「略]

「略]

入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名

記載上の留意事項

内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条の規定による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要はない。

様式第14号(第14条関係)

「略]

[略]	
入院を必要と認めた	
特 定 医 師 氏 名	
確認した	[昭]
精神保健指定医氏名	
[略]	

[略]

記載上の留意事項

1~5 [略]

<u>6</u>・<u>7</u> [略]

様式第15号(第15条関係)

[略]

[略] <u>診断した</u>精神保健 指 定 医 氏 名

「略]

記載上の留意事項

- 1 [略]
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「<u>第33条第1項・第4項</u>入院」、「<u>第33条の7第2項入院」</u>と記載すること。)。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3~9 [略]

10 [略]

様式第16号(第15条関係)

[略]

[略]

- 1 「入院年月日」の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第33条第1項又は第2項</u>による医療保護入院の年月日を 記載すること。
- 2 [略]

様式第13号(第14条関係)

[略]

[略]

入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条の規定による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要はない。
- 2 「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保 健指定医自身が署名すること。

様式第14号(第14条関係)

[略]

[昭]		
入院を必要と認めた	署名	
特定医師氏名	<u> 111</u>	
確認した	翌夕	[略]
精神保健指定医氏名	<u> 看</u>	
[略]		

[略]

記載上の留意事項

1~5 [略]

- 6 「入院を必要と認めた特定医師氏名」の欄は、特定医師自身 が署名すること。
- 7 「確認した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自 身が署名すること。

<u>8·9</u> [略]

様式第15号 (第15条関係)

[略]

 [略]

 <u>診察した</u>精神保健

 指定医氏名

 <u>署名</u>

[略]

記載上の留意事項

- 1 [略]
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「<u>第33</u>条第1項・第3項入院」、「<u>第33条第2項・第3項</u>入院」<u>又は「第33条の7第2項入院」</u>と記載すること。)。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3~9 [略]

10 「診察した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

11 [略]

様式第16号(第15条関係)

[略]

[略]

診 断 し た 精神保健指定医氏名

[略]

記載上の留意事項

- 1 [略]
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「<u>第33</u>条第1項・第4項入院」、「<u>第33条第3項・第4項</u>入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3~9 [略]

10 [略]

様式第17号(第15条関係)

[略]

[略] 診 断 し た 主 治 医 指 名

[略]

記載上の留意事項

- 1 [略]
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「<u>第33</u>条第1項・第4項入院」、「<u>第33条第3項・第4項</u>入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3~9 [略]

診 断 し た <u>署名</u>

[略]

記載上の留意事項

- 1 [略]
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「<u>第33</u>条第1項・第3項入院」、「<u>第33条第2項・第3項</u>入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3~9 [略]

10 「診断した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

11 [略]

様式第17号 (第15条関係)

[略]

[略]

診 断 し た
主 治 医 指 名 署名

[略]

記載上の留意事項

- 1 「略]
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「<u>第33</u>条第1項・第3項入院」、「<u>第33条第2項・第3項</u>入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3~9 [略]

10 「診断した主治医氏名」の欄は、主治医自身が署名すること

<u>11</u> [略]

10 [略]

附 則(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に定める様式による 用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 240号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、 次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録	生産事業者の氏名	生産	事業の内容	事務所の名称
番号	又は名称及び住所	種穂	苗木	及び所在地
1409	甲斐 希俊	採取	幼苗の育	甲斐 希俊

宮崎県西臼杵郡五 精選 成	宮崎県西臼杵郡五
ヶ瀬町大字三ヶ所	ヶ瀬町大字三ヶ所
5501番地イ	5501番地イ

宮崎県告示第 241号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年3月30日から同年4月13日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

令和 5 年 3 月 30 日 (木曜日) 第 394 号

路線	道路の	路線名	区間	供用開始の期日
番号	種 類	始 称石		供用用炉の剃口
	国道	265号	東臼杵郡椎	令和5年3月30日
			葉村大字下	
			福良字仲塔	
			1185番37地	
			先から同郡	
			同村同大字	
			同字1204番	
			22地先まで	

宮崎県告示第 242号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により 、平成30年宮崎県告示第 370号による都城都市計画下水道事業の事 業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
 - 都城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 都城都市計画下水道事業 都城公共下水道
- 3 事業施行期間

宮崎県公報

昭和35年9月14日から令和11年3月31日

- 4 事業地
 - 収用の部分
 - 変更無し
 - 使用の部分
 - 変更無し

宮崎県告示第 243号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により 、平成22年宮崎県告示第82号による高崎都市計画下水道事業の事業 計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
 - 都城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高崎都市計画下水道事業 高崎公共下水道
- 3 事業施行期間 平成8年10月7日から令和11年3月31日
- 4 事業地

収用の部分

変更無し

使用の部分

変更無し

訓

公印規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第4号

木 庁 各出先機関

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程(昭和37年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(公印取扱主任)

第3条 [略]

2 [略]

- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により公の施設 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により公の施設 に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)別表第1に掲げる公 の施設に公印取扱主任を置こうとするときは、本庁の主務課長は 、総務課長に文書で協議しなければならない。
- 4 [略]

(公印事務の総括)

第4条 公印に関する事務は、総務課において総括する。

(公印の新調等の手続)

第5条 公印を新調し、又は改刻しようとするときは、総務課長に│第5条 公印を新調し、又は改刻しようとするときは、総務課長に 文書で協議しなければならない。ただし、本庁にあっては、総務 課への合議をもってこれに代えることができる。

2~4 [略]

(公印取扱主任)

第3条 [略]

2 [略]

- に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)別表第1に掲げる公 の施設に公印取扱主任を置こうとするときは、本庁の主務課長は 、総務部総務課長(以下「総務課長」という。)に文書で協議し なければならない。
- 4 [略]

(公印事務の総括)

第4条 総務課長は、公印に関する事務を総括する。

(公印の新調等の手続)

文書で協議しなければならない。ただし、本庁にあっては、総務 <u>課長</u>への合議をもってこれに代えることができる。

2~4 [略]

(不用公印の処理)

ちに不用となった公印を不用公印引継書(別記様式第1号の2) により総務課に引き継がなければならない。

2・3 [略]

別表(第2条関係)

種 類	印影のひな形	印影の寸法	個数	使用範囲	公司管守者
		(ミリメートル)			
[略]					•
		[略]			
宮崎県	土地改良法				
知事印	専 用				
	宮 崎 県				
	知 事 印				
[略]					
		[略]		宮崎県情報	[略
	情報公開・個人情			公開条例(]
宮崎県	報保護条例専用			平成11年宮	
知 事 印	宮 崎 県			崎県条例第	
	知 事 印			36号) に基	
				づく公文書	
				及び宮崎県	
				個人情報保	
				護条例 (平	
				成14年宮崎	
				県条例第41	
				<u>号)</u> に基づ	
				く保有個人	
				情報の開示	
				決定等の事	
				務用	
[略]					
[略]					

(不用公印の処理)

第6条 公印の廃止(改刻による廃止を含む。)をしたときは、直 | 第6条 公印の廃止(改刻による廃止を含む。)をしたときは、直 ちに不用となった公印を不用公印引継書(別記様式第1号の2) により総務課長に引き継がなければならない。

2 • 3 [略]

別表(第9条間度)

種 類	印影のひな形	印影の寸法	個数	使用範囲	公管者
		(ミリメートル)			
[略]					
		[略]			
	土地改良法				
宮 崎 県	専 用				
知事印	宮 崎 県				
	知 事 印				
					,
[略]				T	ı
		[略]		宮崎県情報	[略
	情報公開・個人			公開条例(]
宮崎県	情報保護専用			平成11年宮	
知事印	宮 崎 県			崎県条例第	
	知 事 印			36号) に基	
				づく公文書	
				並びに個人	
				情報の保護	
				に関する法	
				<u>律(平成15</u>	
				年法律第57	
				号)及び宮	
				崎県個人情	
				報の保護に	
				関する法律	
				施行条例 (
				令和4年宮	
				<u>崎県条例第</u>	
				38号) に基	
				づく保有個	
				人情報の開	
				示決定等の	
				事務用	

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出が あったので、当該免税証は無効とする。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類 1000ℓ券1枚
- 2 用途

農業等

- 3 記号及び番号 1000 ℓ 券 J 5200939
- 4 有効期間

令和4年10月1日から令和5年9月30日まで

- 5 免税証に記載した販売店の名称 コスモ石油販売株式会社南九州カンパニー宮崎営業所
- 6 紛失年月日 令和5年3月2日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規

定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル都城店

都城市都北町 717-4 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太 福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太 福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年11月11日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,621㎡

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物西側 22台(駐車場①)

建物南側 144台(駐車場②)

合計 166台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側 40台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北側 172.8㎡

建物北西側 50.0㎡

合計 222.8m²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内北側 8.42㎡

建物内西側 15.55 m³

合計 23,97 m³

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店 時刻

24時間

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 建物敷地南側及び南西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 8 届出年月日

令和5年3月10日

- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年3月30日から令和5年7月31日まで

- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和5年3月30日から令和5年7月31日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ延岡店

延岡市緑ヶ丘1丁目2番2 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和5年2月27日

3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年3月30日から令和5年5月1日まで

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により 、百町原土地改良区(日向市)の役員の就任及び退任について次の とおり届出があった。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	股	野	満	男	日向市美々津町 414番地
理	事	黒	木	幸	義	日向市美々津町1430番地2
理	事	橋		和	豊	日向市美々津町 940番地
理	事	黒	木	廣	敏光	日向市美々津町1821番地

理	事	植	野	茂	光	日向市東郷町山陰甲 605番地2
理	事	黒	木		真	日向市美々津町3826番地9
理	事	橋		重	夫	日向市美々津町 521番地1
理	事	橋		良	_	日向市東郷町山陰甲 310番地8
理	事	黒	木	_	夫	日向市美々津町3683番地1
監	事	黒	木		博	日向市美々津町1751番地
監	事	黒	木	美	徳	日向市美々津町1356番地口
監	事	黒	木		務	日向市美々津町1269番地2

(任期:令和6年6月29日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	股	野	満	男	日向市美々津町 414番地
理	事	黒	木	幸	義	日向市美々津町1430番地2
理	事	橋		和	豊	日向市美々津町 940番地
理	事	黒	木	廣	繁紫	日向市美々津町1821番地
理	事	植	野	茂	光	日向市東郷町山陰甲 605番地2
理	事	黒	木		真	日向市美々津町3826番地9

理	事	橋		重	夫	日向市美々津町 521番地1
理	事	橋		良	_	日向市東郷町山陰甲 310番地8
理	事	黒	木	_	夫	日向市美々津町3683番地1
監	事	黒	木		博	日向市美々津町1751番地
監	事	黒	木	美	徳	日向市美々津町1356番地口
監	事	黒	木		務	日向市美々津町1269番地 2

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、黒沢津土地改良区(小林市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、巣ノ浦土地改良区(小林市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、上方土地改良区(えびの市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第36号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年宮崎県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 別表第1 (第2条関係) 区分 団体の名称 [略] 条例第2条第 [略] 1項第3号に 地方公共団体金融機構 該当する団体 [略]

別表第1 (第2条関係)

区分	団体の名称
[略]	
条例第2条第	[略]
1項第3号に	地方公共団体金融機構
該当する団体	地方税共同機構
	[略]

改正後

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会規則

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則及び宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第2号

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則及び宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則 の一部を改正する規則

(県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部改正)

第1条 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後					
(教育長への委任)	(教育長への委任)					
第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する	第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する					
事務を教育長に委任する。	事務を教育長に委任する。					
(1)~(27) [略]	(1)~(27) [略]					
(28) <u>宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)</u> に	(28) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び					
基づく保有個人情報の開示等の請求に対する決定、通知及び意	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県					
見聴取に関すること。	条例第38号)に基づく保有個人情報の開示等の請求に対する決					
	定、通知及び意見聴取に関すること。					
(29) · (30) [略]	(29) • (30) [略]					
(専決)	(専決)					
第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げ	第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げ					
る事務を教育長に専決させるものとする。	る事務を教育長に専決させるものとする。					
(1)~(22) [略]	(1)~(22) [略]					
(23) <u>宮崎県個人情報保護条例</u> に基づく保有個人情報の開示等の	(23) 個人情報の保護に関する法律及び宮崎県個人情報の保護に					
請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。	関する法律施行条例に基づく保有個人情報の開示等の請求に対					
	する決定、通知及び意見聴取に関すること。					
(24) • (25) [略]	(24) • (25) [略]					

(宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成15年宮崎県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

2 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)の規定に	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条
基づく宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等については、	例第38号)の規定に基づく宮崎県教育委員会が保有する個人情報の
知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成15年宮崎県規	保護等 <u>に関し必要な事項</u> については、知事が保有する個人情報の保
則第2号)の規定の例による。	護等に関する規則(平成15年宮崎県規則第2号)の規定の例による
	0

附則

2 [略]

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則をここに公布する。 令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第3号

国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条の7の規定により、県教育庁組織規則(昭和50年宮崎県教育委員会規則 第4号。以下「規則」という。)に基づく教育委員会の権限に属する事務の委任について定めるものとする。 (事務の委任)

- 第2条 教育委員会は、規則によりその権限に属する国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を宮崎県総合政策部長(以下「総合政策部長」という。)に委任する。
 - (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第29条の規定による議会に付議する議案作成についての知事からの意見聴取に対する意見の申出に関する事務
 - (2) 練習環境等の整備に関する事務

(委任の留保)

- 第3条 教育委員会は、前条の規定により委任した事務について、特に必要があると認めるときは、自らその事務を行うことができる。 (重要事項の処理)
- 第4条 総合政策部長は、第2条の規定により委任された事務が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その事務の処理について 、事前に教育委員会に協議をしなければならない。
 - (1) 特に重要と認められるもの
 - (2) 紛議があるもの又は処理の結果紛議の生ずるおそれがあるもの

(報告)

第5条 総合政策部長は、第2条の規定により委任された事務の処理状況について教育委員会が了知しておく必要があると認められるものを、随時、教育委員会に報告しなければならない。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第4号

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県教育研修センター管理規則(昭和43年宮崎県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務)	(分掌事務)
第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。	第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
総務課	総務課
(1)~(5) [略]	(1)~(5) [略]
(6) 学校における教育の情報化の支援に関すること。	
(7) 教育情報通信ネットワークの管理及び運営に関すること。	
(8) [略]	<u>(6)</u> [略]
[略]	[略]
教育支援課	教育支援課
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
	(5) 学校における教育の情報化の支援に関すること。
	(6) 教育情報通信ネットワークの管理及び運営に関すること。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第5号

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則

(県立高等学校管理運営規則の一部改正)

第1条 県立高等学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

l	改正前	改正後						
l	(職員)	(職員)						
l	第50条 [略]	第50条 [略]						
l	2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、	2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、						

養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務 副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任 技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。

3 • 4 [略]

(職務)

第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)~(13) 「略]

(14)~(22) [略]

2 [略]

(出勤簿)

第82条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿(別記様式第16 第82条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿(別記様式第16 号)に自ら押印しなければならない。ただし、電磁的方法(電子

(休暇の承認等)

- 第86条 職員は、年次休暇<u>を請求する場合</u>は、あらかじめ休暇処理 簿(別記様式第21号)を校長に提出しなければならない。ただし 、やむを得ない事故のため、あらかじめ<u>請求する</u>ことができなか った<u>場合に</u>は、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由 を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならな い。
- 2 職員は、介護休暇<u>を請求する場合</u>は、当該休暇の承認を受けよ うとする期間の始まる前日から起算して1週間前の日までに別に 定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものとする。
- 3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇<u>を請求する場合</u>は、 あらかじめ休暇処理簿<u>により</u>校長<u>の承認を受け</u>なければならない 。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けるこ とができなかった<u>場合に</u>は、その勤務しなかった日から3日以内 に、その理由を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けな ければならない。
- 4 職員は、引き続き6日を超える休暇(週休日を除く。)<u>を請求する場合</u>は、医師の証明書又は休暇を必要とする理由を明らかにする書面を校長に提出しなければならない。<u>ただし、年次休暇による場合を除く。</u>
- 5 校長は、引き続き6日を超える休暇(週休日を除く。)を必要とする場合は、あらかじめ教育長に届け出なければならない。<u>た</u>だし、年次休暇による場合を除く。

(職務専念義務の免除)

第87条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年宮崎県条例第2号)の規定により、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除き、職務専念義務免除申請書(別記様式第22号)により、校長を経て、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(情報の取扱い)

養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員<u>、副参</u> <u>事補</u>、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術 主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる

3 • 4 [略]

(職務)

第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)~(13) 「略]

(14) 副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を 掌理する。

(15)~(23) [略]

2 [略]

(出勤簿)

第82条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿(別記様式第16号)に自ら押印しなければならない。ただし、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって教育長が定めるものをいう。以下「オンラインシステム」という。)を使用する場合にあっては、別に定める方法により出勤を申告するものとする。

(休暇の承認等)

- 第86条 職員は、年次休暇<u>の承認を受けようとするとき</u>は、あらかじめ<u>オンラインシステムによって請求し、又は</u>休暇処理簿(別記様式第21号)を校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ<u>承認を受ける</u>ことができなかったときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、<u>オンラインシステム又は</u>休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。
- 2 職員は、介護休暇<u>の承認を受けようとするとき</u>は、当該休暇の 承認を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の 日までに別に定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものと する。
- 3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇<u>の承認を受けようとするとき</u>は、あらかじめ<u>オンラインシステムによって請求し、又</u>は休暇処理簿<u>を</u>校長<u>に提出し</u>なければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかったときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、<u>オンラインシステム又は</u>休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。
- 4 職員は、引き続き6日を超える休暇(週休日<u>及び年次休暇</u>を除く。)<u>の承認を受けようとするとき</u>は、医師の証明書又は休暇を必要とする理由を明らかにする書面を校長に提出しなければならない。
- 5 校長は、引き続き6日を超える休暇(週休日<u>及び年次休暇</u>を除く。)を必要とする場合は、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

(職務専念義務の免除)

第87条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年宮崎県条例第2号)の規定により、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除き、<u>オンラインシステム又は</u>職務専念義務免除申請書(別記様式第22号)により、校長を経て、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(情報の取扱い)

第 105条 「略]

2 • 3 「略]

4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他の特別の定めが あるもののほか、宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36 号)及び宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号) による。

第 105条 [略]

2 • 3 「略]

4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他の特別の定めが あるもののほか、宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36 号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条 例第38号) による。

(県立特別支援学校管理運営規則の一部改正)

第2条 県立特別支援学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(職員)

第49条 [略]

2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、 栄養教諭、実習教師、実習助手、事務副主幹、事務主査、専門主 事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任 用職員を置くことができる。

3 • 4 「略]

(職務)

第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合 のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)~(13) [略]

<u>(14)</u>~<u>(22)</u> [略]

(出勤簿)

第80条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿(別記様式第20 号) に自ら押印しなければならない。

(休暇の承認等)

- 第84条 職員は、年次休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇処理 簿(別記様式第25号)を校長に提出しなければならない。ただし 、やむを得ない事故のため、あらかじめ請求することができなか った場合には、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由 を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならな l,
- 2 職員は、介護休暇を請求する場合は、当該休暇の承認を受けよ うとする期間の始まる前日から起算して1週間前の日までに別に 定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものとする。
- 3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇を請求する場合は、 あらかじめ休暇処理簿<u>により</u>校長<u>の承認を受け</u>なければならない 。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けるこ とができなかった場合には、その勤務しなかった日から3日以内 に、その理由を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けな ければならない。
- 4 職員は、引き続き6日を超える休暇(週休日を除く。)<u>を請求</u> | 4 職員は、引き続き6日を超える休暇(週休日<u>及び年次休暇</u>を除 <u>する場合は、医師の証明書又は休暇を必要とする理由を明らかに</u> する書面を校長に提出しなければならない。<u>ただし、年次休暇に</u>

(職員)

第49条 [略]

2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、 栄養教諭、実習教師、実習助手、副参事補、事務副主幹、事務主 査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は 会計年度任用職員を置くことができる。

改正後

3 • 4 「略]

(職務)

第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合 のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)~(13) 「略]

(14) 副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を 掌理する。

<u>(15)</u>~<u>(23)</u> [略]

(出勤簿)

第80条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿(別記様式第20 号) に自ら押印しなければならない。ただし、電磁的方法(電子 情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法であって教育長が定めるものをいう。以下「オンラインシス テム」という。)を使用する場合にあっては、別に定める方法に より出勤を申告するものとする。

(休暇の承認等)

- 第84条 職員は、年次休暇の承認を受けようとするときは、あらか じめオンラインシステムによって請求し、又は休暇処理簿(別記 様式第25号)を校長に提出しなければならない。ただし、やむを 得ない事故のため、あらかじめ<u>承認を受ける</u>ことができなかった <u>とき</u>は、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付し て、オンラインシステム又は休暇処理簿により、校長の承認を受 けなければならない。
- 2 職員は、介護休暇の承認を受けようとするときは、当該休暇の 承認を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の 日までに別に定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものと
- 3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇の承認を受けようと <u>するとき</u>は、あらかじめ<u>オンラインシステムによって請求し、又</u> <u>は</u>休暇処理簿<u>を</u>校長<u>に提出し</u>なければならない。ただし、やむを 得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかった ときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付し て、オンラインシステム又は休暇処理簿により、校長の承認を受 けなければならない。
- く。) の承認を受けようとするときは、医師の証明書又は休暇を 必要とする理由を明らかにする書面を校長に提出しなければなら

よる場合を除く。

5 校長は、引き続き6日を超える休暇(週休日を除く。)を必要 | 5 校長は、引き続き6日を超える休暇(週休日<u>及び年次休暇</u>を除 とする場合は、あらかじめ教育長に届け出なければならない。た だし、年次休暇による場合を除く。

(職務専念義務の免除)

第85条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年宮崎県条例第2号)の規定により、職務に専念する義務 の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除 き、職務専念義務免除申請書(別記様式第26号)により、校長を 経て、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(情報の取扱い)

第 103条 [略]

2 • 3 [略]

4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他に特別の定めが あるもののほか、宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36 号)及び宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号) による。

ない。

く。)を必要とする場合は、あらかじめ教育長に届け出なければ ならない。

(職務専念義務の免除)

第85条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年宮崎県条例第2号)の規定により、職務に専念する義務 の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除 き、オンラインシステム又は職務専念義務免除申請書(別記様式 第26号)により、校長を経て、あらかじめ教育長の承認を受けな ければならない。

(情報の取扱い)

第 103条 [略]

2 • 3 [略]

4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他に特別の定めが あるもののほか、宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36 号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条 例第38号) による。

(県立中等教育学校管理運営規則の一部改正)

第3条 県立中等教育学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(職員)

第49条 [略]

2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、 栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事 務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師 又は会計年度任用職員を置くことができる。

3 • 4 [略]

(職務)

第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合 のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)~(13) [略]

(14)~(22) [略]

(出勤簿)

号) に自ら押印しなければならない。

(休暇の承認等)

第83条 職員は、年次休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇処理 簿(別記様式第24号)を校長に提出しなければならない。ただし 、やむを得ない事故のため、あらかじめ請求することができなか った場合には、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由 を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならな W

2 職員は、介護休暇を請求する場合は、当該休暇の承認を受けよ うとする期間の始まる前日から起算して1週間前の日までに別に (職員)

第49条 [略]

2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、 栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、副参事補、事務 副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任 技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。

改正後

3 • 4 「略]

(職務)

第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合 のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)~(13) [略]

(14) 副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を 掌理する。

(15)~(23) [略]

(出勤簿)

第79条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿(別記様式第19 第79条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿(別記様式第19 号) に自ら押印しなければならない。ただし、電磁的方法(電子 情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する <u>方法であって教育長が定めるものをいう。以下「オンラインシス</u> テム」という。)を使用する場合にあっては、別に定める方法に より出勤を申告するものとする。

(休暇の承認等)

第83条 職員は、年次休暇の承認を受けようとするときは、あらか じめオンラインシステムによって請求し、又は休暇処理簿(別記 様式第24号)を校長に提出しなければならない。ただし、やむを 得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかった ときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付し て、オンラインシステム又は休暇処理簿により、校長の承認を受 けなければならない。

2 職員は、介護休暇の承認を受けようとするときは、当該休暇の 承認を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の 定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものとする。

- 3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇を請求する場合は、 あらかじめ休暇処理簿<u>により</u>校長<u>の承認を受け</u>なければならない 。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けるこ とができなかった場合には、その勤務しなかった日から3日以内 に、その理由を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けな ければならない。
- 4 職員は、引き続き6日を超える休暇(週休日を除く。)を請求 する場合は、医師の証明書又は休暇を必要とする理由を明らかに する書面を校長に提出しなければならない。ただし、年次休暇に よる場合を除く。
- 5 校長は、引き続き6日を超える休暇(週休日を除く。)を必要 5 校長は、引き続き6日を超える休暇(週休日及び年次休暇を除 とする場合は、あらかじめ教育長に届け出なければならない。た だし、年次休暇による場合を除く。

(職務専念義務の免除)

第84条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年宮崎県条例第2号)の規定により、職務に専念する義務 の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除 き、職務専念義務免除申請書(別記様式第25号)により、校長を 経て、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(情報の取扱い)

第 102条 [略]

2 • 3 [略]

4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他に特別の定めが あるもののほか、宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36 号)及び宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号) による。

日までに別に定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものと する。

- 3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇の承認を受けようと <u>するとき</u>は、あらかじめ<u>オンラインシステムによって請求し、又</u> は休暇処理簿を校長に提出しなければならない。ただし、やむを 得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかった ときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付し て、オンラインシステム又は休暇処理簿により、校長の承認を受 けなければならない。
- 4 職員は、引き続き6日を超える休暇(週休日及び年次休暇を除 く。) の承認を受けようとするときは、医師の証明書又は休暇を 必要とする理由を明らかにする書面を校長に提出しなければなら ない。
- く。)を必要とする場合は、あらかじめ教育長に届け出なければ ならない。

(職務専念義務の免除)

第84条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年宮崎県条例第2号)の規定により、職務に専念する義務 の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除 き、オンラインシステム又は職務専念義務免除申請書(別記様式 第25号)により、校長を経て、あらかじめ教育長の承認を受けな ければならない。

(情報の取扱い)

第 102条 [略]

2 • 3 [略]

4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他に特別の定めが あるもののほか、宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36 号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条 例第38号) による。

(県立中学校管理運営規則の一部改正)

第4条 県立中学校管理運営規則(平成18年宮崎県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改正後 改正前

(職員)

第39条 [略]

- 2 学校に、前項のほか、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭 、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査 、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。
- 3 [略]

(職務)

第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合 のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)~(9) [略]

(10)~(18) [略]

第69条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿(別記様式第18|第69条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿(別記様式第18 号) に自ら押印しなければならない。

(職員)

第39条 [略]

- 2 学校に、前項のほか、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭 、副参事補、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事 、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことが できる。
- 3 [略]

(職務)

第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合 のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

 $(1)\sim(9)$ [略]

(10) 副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を 掌理する。

(11)~(19) [略]

(出勤簿)

号)に自ら押印しなければならない。ただし、電磁的方法(電子 情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法であって教育長が定めるものをいう。以下「オンラインシス

(休暇の承認等)

- 第73条 職員は、年次休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇処理 簿(別記様式第23号)を校長に提出しなければならない。ただし 、やむを得ない事故のため、あらかじめ<u>請求する</u>ことができなか った場合には、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由 を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならな
- 2 職員は、介護休暇を請求する場合は、当該休暇の承認を受けよ うとする期間の始まる前日から起算して1週間前の日までに別に 定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものとする。
- 3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇を請求する場合は、 あらかじめ休暇処理簿<u>により</u>校長<u>の承認を受け</u>なければならない 。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けるこ とができなかった場合には、その勤務しなかった日から3日以内 に、その理由を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けな ければならない。
- 4 職員は、引き続き6日を超える休暇(週休日を除く。) を請求 する場合は、医師の証明書又は休暇を必要とする理由を明らかに する書面を校長に提出しなければならない。ただし、年次休暇に よる場合を除く。
- 5 校長は、引き続き6日を超える休暇(週休日を除く。)を必要 とする場合は、あらかじめ教育長に届け出なければならない。た だし、年次休暇による場合を除く。

(職務専念義務の免除)

第74条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(第74条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年宮崎県条例第2号)の規定により、職務に専念する義務 の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除 き、職務専念義務免除申請書(別記様式第24号)により、校長を 経て、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(情報の取扱い)

第92条 [略]

2 • 3 [略]

4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他に特別の定めが あるもののほか、宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36 号)及び宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号) による。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月30日

テム」という。)を使用する場合にあっては、別に定める方法に <u>より出勤を申告するものとする。</u>

(休暇の承認等)

- 第73条 職員は、年次休暇の承認を受けようとするときは、あらか じめオンラインシステムによって請求し、又は休暇処理簿(別記 様式第23号)を校長に提出しなければならない。ただし、やむを 得ない事故のため、あらかじめ<u>承認を受ける</u>ことができなかった ときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付し て、オンラインシステム又は休暇処理簿により、校長の承認を受 けなければならない。
- 2 職員は、介護休暇の承認を受けようとするときは、当該休暇の 承認を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の 日までに別に定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものと
- 3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇の承認を受けようと するときは、あらかじめオンラインシステムによって請求し、又 は休暇処理簿を校長に提出しなければならない。ただし、やむを 得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかった ときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付し て、オンラインシステム又は休暇処理簿により、校長の承認を受 けなければならない。
- 4 職員は、引き続き6日を超える休暇(週休日及び年次休暇を除 く。)の承認を受けようとするときは、医師の証明書又は休暇を 必要とする理由を明らかにする書面を校長に提出しなければなら
- 5 校長は、引き続き6日を超える休暇(週休日及び年次休暇を除 く。)を必要とする場合は、あらかじめ教育長に届け出なければ ならない。

(職務専念義務の免除)

昭和26年宮崎県条例第2号)の規定により、職務に専念する義務 の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除 き、オンラインシステム又は職務専念義務免除申請書(別記様式 第24号)により、校長を経て、あらかじめ教育長の承認を受けな ければならない。

(情報の取扱い)

第92条 [略]

2 • 3 「略]

4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他に特別の定めが あるもののほか、宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36 号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条 例第38号) による。

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第6号

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第1条 博物館の登録に関する規則(昭和27年宮崎県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

第1条 県教育委員会が行う博物館の登録に関しては、法令に特別 第1条 この規則は、博物館法(昭和26年法律第 285号。以下「法 の定のあるもののほか、この規則の定めるところによる。

。)第10条に規定する博物館登録原簿は別記第1号様式による。

改正後

(趣旨)

」という。) 第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な 事項を定めるものとする。

(登録原簿)

第2条 <u>博物館法(昭和26年12月法律第 285号。以下「法」という</u> 第2条 <u>法第14条の規定による</u>博物館登録原簿は<u>、別記様式第1号</u> によるものとする。

(登録の申請)

- 第3条 法第12条第1項の規定による登録の申請は、別記様式第2 <u>号によるものとする。</u>
- 2 前項の登録申請書には、法第12条第2項第1号及び第2号に掲 げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書 類及びその図面
- (2) 博物館資料の目録
- (3) 館長及び学芸員の氏名を記載した書類並びに学芸員又は学 芸員補の資格を有することを証する書類
- (4) 申請の日の属する事業年度における事業計画及び収支予算
- (5) 私立博物館にあつては、定款、寄附行為、規約又はこれら に準ずる書類の写し
- (6) 開館日数及び入館者数を記載した書類 _(博物館の体制に関する基準)_
- 第4条 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関す る調査研究を行う体制に関する法第13条第1項第3号の県教育委 員会が定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 博物館資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用 その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開するこ とを含む。第4号及び第6条第1号において同じ。)並びに博 物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策 定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の 公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
 - (2) 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理 の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集 する体制を整備していること。
 - (3) 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき 、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切 に管理し、及び活用する体制を整備していること。
 - (4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又 は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した 博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
 - (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲 げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に 関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備してい ること。
 - (6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物 館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること

(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機 会が確保されていること。

(博物館の職員に関する基準)

第5条 博物館の職員に関する法第13条第1項第4号の県教育委員 会が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営 <u>を行うことができる館長が置かれていること。</u>
- (2) 学芸員が置かれていること。
- (3) 同条第1号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要 な職員が置かれていること。

_(博物館の施設及び設備に関する基準)

- 第6条 博物館の施設及び設備に関する法第13条第1項第5号の県 教育委員会が定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関す る調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設 備が整備されていること。
 - (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有しているこ と。_
 - (3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便 性の確保のために必要な配慮がなされていること。
 - (4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者 その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用す るための配慮がなされていること。

(登録の審査)

第7条 県教育委員会は、法第12条第1項及び第3条第1項の規定 による申請があったときは、法第13条第1項各号及び第4条から 前条までの基準に該当するかどうかを審査するものとする。 (登録事項の変更)

<u>第3条</u> 法第13条に規定する届出は、<u>別記第2号様式により届出な | 第8条</u> 法第15条第1項の規定<u>による変更の</u>届出は、<u>別記様式第3</u> 号によるものとする。

(博物館の廃止)

第4条 法第15条第1項の規定による届出は廃止の日から20日以内 │第9条 法第20条第1項の規定による廃止の届出は、別記様式第4 号によるものとする。

(登録等の公表)

- トの利用その他の方法により公表するものとする。
- (1) 法第11条の規定により登録をしたとき。
- (2) 法第15条第2項の規定により変更登録をしたとき。
- (3) 法第19条第1項の規定により登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第20条第2項の規定により登録を抹消したとき。 (委任)
- 第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要 な事項は、教育長が別に定める。

別記第1号様式を次のように改め、別記様式第1号とする。

- ければならない。
- に別記第3号様式により届出なければならない。
- 第5条 県教育委員会は、次に掲げる事項について<u>その都度公示す</u> | 第10条 県教育委員会は、次に掲げる事項について、 $\underline{1 \times 9 2 \times 9}$ <u>る</u>ものとする。
 - (1) 法第10条の規定により登録をしたとき。
 - (2) 法第13条第2項の規定により変更登録をしたとき。
 - (3) 法第14条第1項の規定により登録の取り消をしたとき。
 - (4) 法第15条第2項の規定により登録をまっ消したとき。

別記

様式第1号(第2条関係)

博物館登録原簿

	登	録	登金	录変更	登銀	录変更
事 項	年月日		年日日		左日日	
	記号番号		年月日		年月日	
設置者の名称 及び住所						
名称						
所 在 地						
備考						

別記第2号様式を次のように改め、別記様式第2号とする。

様式第2号(第3条関係)

博物館登録申請書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

設置者 所 在 地 名 代表者氏名

博物館法第12条第1項の規定により、下記施設を博物館登録原簿に登録をされるよう、別添関係書 類等を添えて申請します。

設	置者(の名	称及	とび自	主所	
施	設	C	か	名	称	
施	設	の	所	在	土	

別記第3号様式を次のように改め、別記様式第3号とする。

様式第3号(第8条関係)

博物館登録事項変更届

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

設置者 所 在 地 名 称 代表者氏名

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

変更	事	項	0	変更事巧	亦	更	σ	理	ф		
種			別	変更年月日	変更事項	发	文	の	垤	由	

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第9条関係)

博物館廃止届

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

設置者 所 在 地 名 称 代表者氏名

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

設	置者の名称及び住	所	
博	物館の名	称	
博	物 館 の 所 在	地	
登	録 記 号 番	号	
廃	止 年 月	日	
廃	止 の 理	由	
廃	止 後 の 処	置	

(宮崎県総合博物館管理運営規則の一部改正)

第2条 宮崎県総合博物館管理運営規則(昭和46年宮崎県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後						
(資料の館外利用)	(資料の館外利用)						
第18条 [略]	第18条 [略]						
2 前項の資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のと	2 前項の資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のと						
おりとする。	おりとする。						
(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第 285号)第2条	(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第 285号)第2条						
第1項に規定する博物館及び同法 <u>第29条</u> の規定により文部科学	第1項に規定する博物館及び同法 <u>第31条第1項</u> の規定により文						
大臣 <u>又は県教育委員会</u> が指定した博物館に相当する施設	部科学大臣、都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会が						
	指定した博物館に相当する施設						
(2)~(6) [略]	(2)~(6) [略]						
3・4 [略]	3・4 [略]						

(県立美術館管理規則の一部改正)

第3条 県立美術館管理規則(平成7年宮崎県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(美術品等の館外利用)	(美術品等の館外利用)
第18条 [略]	第18条 [略]
2 前項の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりと	2 前項の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりと
する。	する。
(1) 国立の美術館、博物館法(昭和26年法律第 285号)第2条	(1) 国立の美術館、博物館法(昭和26年法律第 285号)第2条
第1項に規定する博物館及び同法 <u>第29条</u> の規定により文部科学	第1項に規定する博物館及び同法 <u>第31条第1項</u> の規定により文
大臣 <u>の</u> 指定した博物館に相当する施設	部科学大臣、都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会が
	指定した博物館に相当する施設
(2) [略]	(2) [略]
3 • 4 [略]	3 • 4 [略]

(宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の一部改正)

第4条 宮崎県埋蔵文化財センター管理規則(平成8年宮崎県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改止前	改止後
(資料等の館外貸出し)	(資料等の館外貸出し)
第11条 次に掲げるものは、資料等の館外貸出しを受けることがで	第11条 次に掲げるものは、資料等の館外貸出しを受けることがで
きる。	きる。
(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第 285号)第2条	(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第 285号)第2条
第1項に規定する博物館及び同法 <u>第29条</u> の規定により文部科学	第1項に規定する博物館及び同法 <u>第31条第1項</u> の規定により文
大臣又は宮崎県教育委員会が博物館に相当する施設として指定	部科学大臣、都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会が
<u>したもの</u>	<u>指定した博物館に相当する施設</u>
(2)~(6) [略]	(2)~(6) [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
印目接子祭1日ナカのトミにおけて	

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号(第10条関係)

資料等館内利用承認申請書

年 月 日

宮崎県埋蔵文化財センター所長 殿

住 所 申請者 氏 名 電話番号

> 法人にあっては主たる事務所の所在地、 名称及び電話番号並びに代表者の氏名

資料等の館内利用をしたいので、宮崎県埋蔵文化財センター管理規則第 10 条の規定により、次のとおり申請します。

館内利用の目的				
資料等の名称	形状	数量	備	考
利用希望日時				
利用の方法				
撮 影 の有 無				
備考				

(県立西都原考古博物館管理規則の一部改正)

第5条 県立西都原考古博物館管理規則(平成15年宮崎県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後 (博物館資料の館外利用) (博物館資料の館外利用) 第18条 [略] 第18条 [略] 2 博物館資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のと 2 博物館資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のと おりとする。 おりとする。 (1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第 285号)第2条 (1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第 285号)第2条 第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学 第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により文 大臣又は都道府県教育委員会が指定した博物館に相当する施設 部科学大臣、都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会が 指定した博物館に相当する施設 (2)~(4) [略] (2)~(4) [略] 3~5 [略] 3~5 [略]

#/I E-I

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の博物館の登録に関する規則及び第4条の規定による改正前の宮崎県埋蔵文 化財センター管理規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

教育委員会訓令

競技力向上推進室設置規程を廃止する訓令をここに公表する。

令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会訓令第1号

本 庁 各出先機関 各教育機関

競技力向上推進室設置規程を廃止する訓令

競技力向上推進室設置規程(令和4年宮崎県教育委員会訓令第3号)は、廃止する。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁 各出先機関 各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

ı		改正前									改正後						
l	別表第1の2(第3条関係)								別表第1の2(第3条関係)								
l	本庁共通専決事項							本庁共通専決事項									
l				専決区分									専	決区	分		i
l			副	教	課	課	担					副	教	課	課	担	
l			教	育	長	長	当					教	育	長	長	当	i
	事務	事項	育	次		補	IJ			事務	事項	育	次		補	IJ	

								_			717 — IK					_
			長	長	佐	_						長	長	佐	_	
						ダ									ダ	
						_									_	
	[略]								[略]							
	6 文書	(1)~(3) [略]							6 文	書	(1)~(3) [略]					
	等に関	(4) 宮崎県個人情報保護		[略]					等に	関	(4) 個人情報の保護に関		[略]			
	する事	条例(平成14年宮崎県条							する	事	する法律(平成15年法律					
	務	<u>例第41号)</u> に基づく保有							務		第57号)及び宮崎県個人					
		個人情報の開示等の請求									情報の保護に関する法律					
		に対する決定、通知及び									施行条例(令和4年宮崎					
		意見聴取に関すること。									<u>県条例第38号)</u> に基づく					
											保有個人情報の開示等の					
											請求に対する決定、通知					
											及び意見聴取に関するこ					
											Ł۰					
		(5)~(8) [略]									(5)~(8) [略]					
	[略]	1						ľ	[略]]						
₅	 表第3 <i>(</i> 第	5冬関係)					' I	: 11년	実管 Q	(笙	5条関係)					1

別表第3(第5条関係)

出先機関等専	决 事垻	
区分	事務	事項
出先機関の	[略]	
長及び教育	2 その他の	(1) [略]
機関の長共	事務	(2) 宮崎県個人情報保護条例
通専決事項		に基づく <u>個人情報</u> の開示等の
		請求に対する決定、通知及び
		意見聴取に関すること。
		(3) [略]
教育事務所	1 県費負担	(1)・(2) [略]
長共通専決	教職員等に	(3) 市町村立学校の非常勤職
事項	関する事項	員(地方公務員法 <u>第28条の5</u>
		<u>第1項</u> に規定する短時間勤務
		の職を占める職員(以下 <u>「再</u>
		<u>任用短時間勤務職員」</u> という
		。)を除く。)の任用に関す
		ること。
	[略]	
[略]		
県立学校長	1 職員の服	(1)~(11) [略]
共通専決事	務等に関す	(12) 非常勤職員(再任用短時
項	る事務	間勤務職員を除く。)の任用
		に関すること。
		(13) [略]
	[略]	
	3 その他の	(1) [略]
	事務	(2) 宮崎県個人情報保護条例
		に基づく保有個人情報の開示
		等の請求に対する決定、通知
		及び意見聴取に関すること。
		及び意見聴取に関すること。
「略		及び意見聴取に関すること。

別表第3(第5条関係)

出先機関等専	決事項	
区分	事務	事項
出先機関の	[略]	
長及び教育	2 その他の	(1) [略]
機関の長共	事務	(2) 個人情報の保護に関する
通専決事項		法律及び宮崎県個人情報の保
		護に関する法律施行条例に基
		づく <u>保有個人情報</u> の開示等の
		請求に対する決定、通知及び
		意見聴取に関すること。
		(3) [略]
教育事務所	1 県費負担	(1)・(2) [略]
長共通専決	教職員等に	(3) 市町村立学校の非常勤職
事項	関する事項	員(地方公務員法 <u>第22条の4</u>
		<u>第1項</u> に規定する短時間勤務
		の職を占める職員(以下 <u>「定</u>
		年前再任用短時間勤務職員」
		という。)を除く。)の任用
		に関すること。
	[略]	
[略]		
県立学校長	1 職員の服	(1)~(11) [略]
共通専決事	務等に関す	(12) 非常勤職員(<u>定年前再任</u>
項	る事務	用短時間勤務職員を除く。)
		の任用に関すること。
		(13) [略]
	[略]	
	3 その他の	(1) [略]
	事務	(2) 個人情報の保護に関する
		法律及び宮崎県個人情報の保
		護に関する法律施行条例に基
		づく保有個人情報の開示等の
		請求に対する決定、通知及び
Emb-3		意見聴取に関すること。
[略]		

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年宮崎県条例第42号)附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された者及び市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年宮崎県条例第45号)附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された者に関するこの訓令による改正後の別表第3の規定の適用については、教育事務所長専決事項の項中「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員」という。)及び市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年宮崎県条例第45号)附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された者を除く。)」と、県立学校長共通専決事項の項中「定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年宮崎県条例第42号)附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された者を除く。)」とする。

監查委員公告

監査委員公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199条第1項、第2項及び 第4項の規定により令和4年12月15日から令和5年3月9日までの 間に実施した監査(定期監査)の結果、同条第1項、第2項及び第 5項の規定により令和4年10月4日から令和4年11月25日までの間 に実施した監査(随時監査)の結果及び同条第2項の規定により令 和4年6月2日から令和5年3月9日までの間に実施した監査(行 政監査)の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表す る。

令和5年3月30日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦 宮崎県監査委員 安 樂 健 一 宮崎県監査委員 丸 山 裕次郎 宮崎県監査委員 山 下 博 三

監査委員公告

令和5年1月5日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する

令和5年3月30日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦 宮崎県監査委員 安 樂 健 一 宮崎県監査委員 丸 山 裕次郎 宮崎県監査委員 山 下 博 三

監查委員公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の37第5項の規定により、包括外部監査人坂元隆一郎から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和5年3月30日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦 宮崎県監査委員 安 樂 健 一 宮崎県監査委員 丸 山 裕次郎 宮崎県監査委員 山 下 博 三

正 誤 令和2年8月20日付け県公報(第 131号)中

ページ	段	行	誤	正
4	左	32	東諸県郡綾町大字 北俣字麗1042番6 及び1043番13	東諸県郡綾町大字北 俣字麓1042番6及び 1043番13

令和 5 年 3 月 30 日 (木曜日) 第 394 号	宮 崎 県 公 報	